

利尻町立利尻中学校いじめ防止基本方針

■はじめに

昨今の状況を見ると、いじめは学校のみならず社会が抱える問題ともいえる。インターネットの普及や価値観の変化、グローバル化などにより人間を取り巻く環境が大きく変化している。その結果、様々なストレスも生じ、いじめなどのゆがみが生じているという捉え方もできよう。いじめは社会全体で考え、手を打たなくてはならない問題である。

その上で、学校教育の果たす役割を改めて認識し、利尻中学校として、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めなくてはならない。

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。」ということ肝に銘じ、いじめのない学校づくりのための基本方針をここに定める。

1. いじめ防止のための基本理念

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得るという緊張感をもち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為

- ① 全ての生徒がいじめを行わないこと。
- ② 全ての生徒がいじめを認識しながら放置することがないようにすること。
- ③ 集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成すること。
- ④ いじめを解決していく過程で、そこに関わる生徒の人間的な成長を期して行うこと。

2. いじめの定義

いじめとは、「児童生徒などに対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」といじめ防止対策推進法第2条に定義されている。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行いなど、いじめに当たるか否かは表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、判断することが肝要である。また、その際には、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう留意する必要がある。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級や部活動などの所属集団の構造から発生する問題もあることに注意していく必要がある。加えて、観衆としてはやし立てたり面白がったりする存在や暗黙の了解をしている傍観者の存在にも注意を払う必要がある。

3. いじめを未然に防止するための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめ問題の克服には、いじめの未然防止が重要である。生徒を社会性のある人間に育てることはいじめを生まない土壌をつくることである。

そのためには、全ての生徒にいじめを「しない」、「させない」、「許さない」ことを教育活動全般を通じ、実生活における行動として身につけさせることが必要である。生徒の豊かな心育ちで人権意識を高め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、適切な人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレスなどの要因もあることから、生徒のストレスマネジメントの能力も向上させる必要がある。

そして、いじめの問題は社会全体で考え、対応していかなければならないことから、生徒自身が自己有用感や充実感を感じられるような働きかけを、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいけるような連携を図っていくことも重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの問題は早期発見、早期解消に尽きる。いじめは通常、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気づきにくい、判断しにくい状況で行われることを生徒を取り巻く大人が認識する必要がある。些細な兆候であっても見逃さないよう、細心の注意を払うことが肝要である。

そのためには、定期的なアンケート調査や教育相談の実施を計画的に行うこと、そして、何よりも日常的な生徒の関わりが重要である。生徒の僅かなサインを見逃さない大人の側の感受性を高めることと、生徒が教職員や周りの大人に相談しやすい環境を整えることが大切である。

(3) いじめへの対処

いじめを認知したら、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。そして、いじめを行った生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。

なお、指導は「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的に行うことが肝要である。そのため、体制の整備を行うこと、対処方法などの研修を実施する必要がある。

また、家庭への連絡や教育委員会への相談の他、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

学校だけで教育は完結し得ず、学校・家庭・地域の連携なくして生徒の健やかな成長は望めないといっても過言ではない。社会全体で生徒を見守り、働きかけていくことが求められる。

いじめ問題にしても、PTAや地域の関係団体などと協議することや、学校運営協議会を活用するなど、より多くの大人が子どもを中心に寄り合い、多様で有効な対策が立てられ、取り組んでいかなければならない。

また、学校の指導では限界があり、十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、地方法務局など)との連携が必要である。

(5)いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件が必要である。

① いじめに係る行為が止んでいること

□心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月間)継続している。

□いじめの被害の重大性等から必要な場合には、さらに長期の期間を設定する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

□いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

□被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4. いじめ防止対策委員会

(1)目的

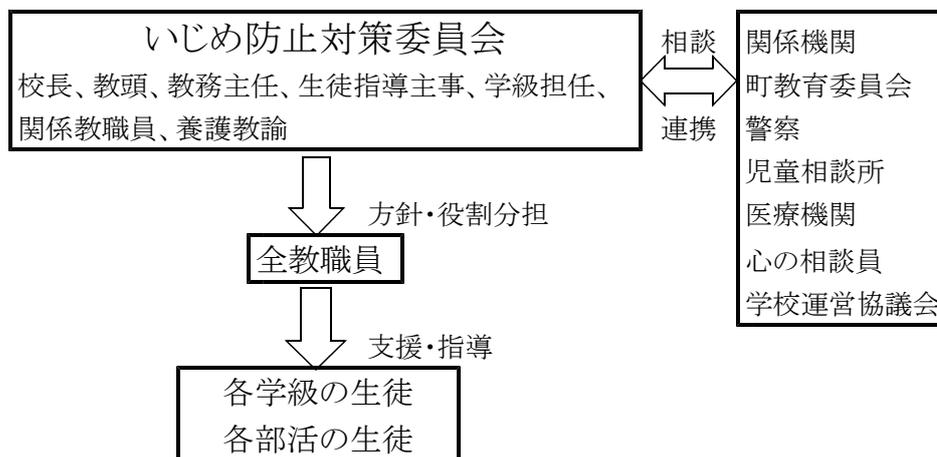
いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、早期発見及び対処などに関する措置を実効的に行うために「利尻中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2)機能

- ① 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進する。また、その取り組みに対して協議、調整、評価などを行う。
- ② 外部の専門家などから意見を聞き、学校の対応などに活かす。
- ③ 学校で把握したいじめの重大事態に対し、関係機関と連携し対応する。

(3)構成

① 基本構成



※必要に応じて、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム(道北ブロック)」と連携

- ② いじめ問題の状況に応じ、関係する教職員や専門的な知識を有する人間、教育委員会職員などの必要な人員を加える。なお、PTAとの連携を図るために、必要に応じPTA会長を構成員とする。構成となる必要がないという場合でも、状況に応じて報告、相談をする。また、必要に応じてPTA運営委員会や役員会を開催し、報告、相談をする。

5. いじめ防止のための取り組み

(1) いじめについての共通理解の促進

- ① 校内研修や職員会議で「利尻中学校いじめ防止基本方針」の共通理解を深める。
- ② 生徒に対していじめ防止の講話やその他の学習の機会を適宜設ける。
- ③ PTA総会や学級懇談会などで、保護者と共にいじめについて考え、話し合う機会を設ける。また専門家などの講話などを聞く機会を設ける。
- ④ 学校ホームページに「利尻中学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域住民、関係者への啓発を図る。

(2) いじめを生まない指導の工夫

- ① あらゆる教育活動で、相手を尊重する態度、わかり合う努力や安心・安全な生活を築くために必要なことなどを考え、実践的に学ぶ機会とする工夫をする。
- ② 道徳教育の充実
- ③ 地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践
- ④ 人権教室の開催
- ⑤ 生徒会を中心にいじめについて考え、話し合う機会を設け、いじめを生まない取り組みを進める。
- ⑥ 教育相談や日常のふれあいを通じ、生徒の人間関係などの状況を把握することに努め、指導に活かす。
- ⑦ 生徒会やPTA、教職員の共同でネットやスマホ、携帯電話などの使用についての約束事を決め、それを守る努力をお互いの連携を持って進める。
- ⑧ 保護者や地域住民、学校運営協議会、教育関係団体との連携を図り、子育ての共同体としての力あわせに努める。

(3) 楽しいと思える授業づくり

学校生活の大半を占める授業が生徒にとってわからない、つまらないものだと、授業規律は確立しにくくその結果、意欲的な学校生活、落ち着いた学校生活は難しくなってくる。そうした状況下で、学校行事や部活動などで生徒の力の伸張、人間的な成長を図ろうとしても、日常の学校生活が充実していなければその場限りのものになりやすく、以後の生活に結びついていくことは難しいものがある。

やはり、生徒にとって学ぶ価値のある、楽しいと思える授業づくりがいじめを生まない、安定した学校づくりの根底である。その上での種々の教育活動である。

- 教材研究に努め、有効な教材を追求し、授業力を向上する。
- 学校行事や体験活動、部活動などを通して達成感や感動を共有することで、人と関わることの喜びや大切さに気づかせる。また、感謝する心や協力する心を育む。
- 様々な教育活動において、自分が認められている、役立っているなどの自己有用感や自己肯定感を獲得していく場面や機会を設定する。
- 共感的な生徒理解に努める。生徒を傷つけたり、いじめを助長させるようなことのないように、指導の在り方には十分に注意を払う。

一人の人間として教職員と生徒とは対等な人間関係であることを教職員は自覚すること

6. いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと思われる状況(行為)を発見した場合は、すぐにその場でその行為を止める。
- ② いじめの疑いがある相談や訴え(アンケート調査)などがあつた場合は、いじめられている生徒や通報してきた生徒などの立場に立って、話を十分に聞いた上で迅速な対応を行う。
- ③ いじめられた生徒や報告してきた生徒の安全を確保する。

(2) いじめの事実確認と報告

- ① 速やかにいじめ防止対策委員会が中心となって状況を整理し、今後の対応について協議する。
- ② 当該の生徒にいじめの事実確認を行う。事実確認の際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと。また、プライバシー保護の観点を忘れないこと。
- ③ 事実確認の状況をいじめ防止対策委員会で共通にし、その後の対応について改めて協議する。
- ④ ③の後、速やかに家庭訪問により、いじめの被害・加害の生徒の保護者に事実確認及び今後の対応について伝える。
- ⑤ 状況に応じて関係機関との連携を図る。なお、いじめが犯罪行為、犯罪行為と疑われると認められるときや重大な被害があると判断される場合は、速やかに町教育委員会や警察と連携し適切に対応する。

(3) 関係する生徒及びその保護者への対応

- ① 全力を挙げて生徒を守る体制をつくり、被害を受けた生徒及びその保護者に学校としての対応について伝える。可能な限り不安の解消に努める。
- ② 加害の生徒に対し、教育的配慮のもとで指導を行う。
- ③ 被害を受けた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。必要に応じて、加害の生徒に対する別室指導や出席停止などの措置をとる。

(4) いじめが起きた集団への指導

- ① 学級での話し合いや全校集会を開き、いじめは一人の人間の人生を狂わせてしまう可能性のある行為であり、絶対に許されないことを理解させる。
- ② 話し合い活動などで、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ③ はやし立てる行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ④ いじめを止めることができない場合には、誰かに知らせる勇気を持たせる指導をする。
- ⑤ 必要に応じて保護者会を開催する。その際には、単なる事実経過や学校の方針の報告だけでなく、いじめの防止についての理解を促す。また、学校と保護者との連携でいじめを生まない環境づくりについて啓発する。

(5) インターネットにおけるいじめへの対応

- ① 他のいじめ同様、いじめが疑われる状況が発生した場合は、いじめ防止対策委員会を中心に対応する。
- ② 不適切な書き込みなどは直ちに削除要請を行う。また、必要に応じて警察や法務局などに協力を求める。
- ③ 情報モラル教育を充実し、生徒に、トラブルに巻き込まれない・起こさないことを徹底して指導し、理解させる。また、PTA活動や懇談会等を利用し、保護者への啓発も行う。

7. 重大事態への対応

① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

↓

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

↓

- ・年間30日を目安にするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

※重大事態について…いじめ防止対策推進法第28条より

(1) 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、速やかに町教育委員会に報告する。

(2) 重大事態に対する調査及び組織

- ① 重大事態であると判断した場合は、速やかに当該重大事態に係る調査を行う。(いじめ防止対策推進法第28条)
- ② 調査は町教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた生徒や保護者に対して、適切に情報提供を行い、説明責任を果たす。
- ③ 調査用紙の内容などについて、外部の有識者などの意見を取り入れるなどして作成し、信頼性・妥当性の高い調査となるように意を配る。
- ④ 調査方法について、特に生徒の自殺があった場合は、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(平成23年6月1日 文部科学省初等中等教育局長)」を参考にする。
- ⑤ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒・保護者に対して説明する。

<平成29年4月策定>

<平成31年3月改訂>